

## 【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成 18 年 4 月 20 日
【会社名】	株式会社ラックランド
【英訳名】	LUCKLAND CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 望月 圭一郎
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿三丁目 18 番 20 号
【電話番号】	03(3377)9331(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 大竹 隆一
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区西新宿三丁目 18 番 20 号
【電話番号】	03(3377)9331(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 大竹 隆一
【縦覧に供する場所】	株式会社ラックランド大阪支店

(大阪府吹田市江坂町一丁目 12 番 28 号)

株式会社ラックランド東関東メンテナンス課

(千葉県千葉市稲毛区弥生町四丁目 35 番地)

株式会社ラックランド北関東メンテナンス課

(埼玉県さいたま市大宮区浅間町一丁目 116 番地)

株式会社ラックランド横浜メンテナンス課

(神奈川県横浜市青葉区千草台 46 番地 8)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注) 上記の東関東メンテナンス課及び北関東メンテナンス課は、証券取引法に規定する縦覧場所ではありませんが、投資家の便宜を考慮して、縦覧に供する場所としております。

## 1【提出理由】

当社は、平成 18 年 3 月 30 日開催の第 36 回定時株主総会で決議した商法第 280 条ノ 20 及び第 280 条ノ 21 に基づく新株予約権について、平成 18 年 4 月 20 日開催の取締役会において平成 18 年 4 月 27 日に当該新株予約権を発行することを決議いたしましたので、証券取引法第 24 条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第 19 条第2項第2号の2の規定に基づき提出するものであります。

## 2【報告内容】

- (1) 銘柄 株式会社ラックランド第 1 回新株予約権証券
- (2) 発行数 1,150 個
- (3) 発行価格 無償
- (4) 発行価額の総額 未定
- (5) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数 当社普通株式 115,000 株

新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、100 株とする。

ただし、新株予約権を発行する日(以下、「発行日」という。)以降、当社が当社普通株式の分割又は併合を行う場合には、付与株式数は当該分割又は併合の比率に応じ比例的に調整するものとし、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。

また、発行日以降、当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

- (6) 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額

各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、発行日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値の平均値に 1.05 を乗じた金額とし、1 円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が発行日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、発行日の終値とする。

発行日以降、以下の事由が生じた場合は、行使価額はそれぞれ調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。

- ① 当社普通株式の分割又は併合が行われる場合。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- ② 時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(転換予約権付株式及び強制転換条項付株式の転換並びに新株予約権の行使の場合を除く。)

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式の総数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

- ③ 当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整する。

(7) 新株予約権の行使可能期間 平成 20 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日まで

(8) その他の新株予約権の行使の条件

各新株予約権の一部行使はできないこととする。

(9) 新株予約権の行使により株券を発行する場合の当該株券の発行価格のうちの資本組入額

資本組入額とは、行使価額に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた額とする。

なお、行使価額が調整された場合には、調整後行使価額に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた額とする。

ただし、新株の発行に代えて当社が保有する自己株式を移転する場合は資本組入れは生じない。

(10) 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要する。

(11)当該取得の申込の勧誘の相手方の人数及びその内訳

当社取締役6名及び執行役員4名、合計 10 名に割り当てる。

(12)勧誘の相手方が提出会社に関係する会社として定義府令第3条の3第2項各号に規定する会社の取締役、執行役、監査役又は使用人である場合には、当該会社と提出会社との間の関係

該当なし。

(13)勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容

- ① 新株予約権者は、本新株予約権の全部または一部につき、第三者に対して譲渡、担保権の設定、遺贈その他の処分をしないものとする。
- ② 新株予約権者は、当社に対し新株予約権証券の発行を請求できないものとする。
- ③ 新株予約権者が死亡した場合には、本新株予約権は新株予約権者の死亡時をもって新株予約権者が放棄したものとみなし、相続人に承継されないものとする。

以 上